

国民年金給付裁定請求書の受付窓口

■ 老齢基礎年金

被保険者の加入状況	提出先
第1号被保険者期間のみ	明石市役所
第1号被保険者期間+合算対象期間 第2号被保険者期間がある人 第3号被保険者期間がある人	明石年金事務所

■ 障害基礎年金

初診日の加入状況	提出先
第1号被保険者	明石市役所
第2号被保険者 第3号被保険者	明石年金事務所
未加入 (20歳未満) 未加入 (60歳以降)	明石市役所

■ 遺族基礎年金

死亡日の加入状況	提出先
第1号被保険者	明石市役所
第2号被保険者 第3号被保険者 未加入 (60歳以降)	明石年金事務所

■ 寡婦年金・死亡一時金

種 別	提出先
寡 婦 年 金 死 亡 一 時 金	明石市役所

■ 未支給年金・死亡届・障害基礎年金等の額改定

種 別	提出先	
未支給年金 (死亡届)	老齢基礎年金	明石年金事務所
	障害基礎年金 遺族基礎年金 寡 婦 年 金	明石市役所
	旧 老 齡 年 金 旧通算老齢年金 旧 障 害 年 金	明石年金事務所
障害基礎年金の額改定 旧障害年金の額改定	明石市役所	

あかし総合窓口、市民センター、サービスコーナーでは受付できません。

※年金の記録内容によって、明石年金事務所へご案内する場合があります。